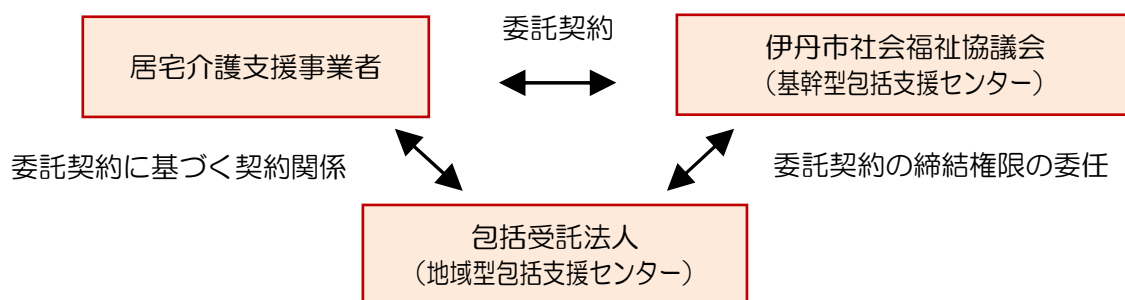


介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務一部委託契約について

1. 伊丹市における介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務一部委託契約の締結方法について

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務一部委託契約（以下「委託契約」という。）については、地域包括支援センターを受託する法人（以下「包括受託法人」という。）と居宅介護支援事業者の間で契約を締結することとなりますが、伊丹市においては、居宅介護支援事業者と委託契約を締結する権限を、包括受託法人から伊丹市社会福祉協議会（以下「伊丹市社協」）が、委任契約により委任を受け、伊丹市社協と居宅介護支援事業者との間で一括して契約を締結する方法で行っています。



2. 伊丹市外の居宅介護支援事業所への委託について

伊丹市においては、基本的には伊丹市に居住されている方への伊丹市外の居宅介護支援事業所への委託は認めていませんが、以下の場合については例外的に認めています。

- ①市外の居宅介護支援事業所を利用している要介護認定者が要支援認定者となり、継続して同じ市外の居宅介護支援事業所の利用を希望する場合
- ②市外の居宅介護支援事業所を利用している認定者の家族が要支援認定者となり、同じ市外の居宅介護支援事業所の利用を希望する場合
- ③有料老人ホーム等に入所され住所地特例対象者となった要支援認定者が、以前より市外の居宅介護支援事業所を利用しており、継続して同じ市外の居宅介護支援事業所の利用を希望する